

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第一編 労働者運動

第四章 戦争末期における労働者運動

第一節 戦争末期の労働争議

一九四三年以降の労働争議についての記録はきわめて少ない。各府県別に作成していた「労働争議未然防止調(あるいは防止月報)」および「労働争議(甲類)報告表」と各府県知事(および警察部長)の名前で内務大臣および厚生大臣あてに争議ごとに報告していた「労働争議発生に関する件」などの文書は、終戦間近までつづいているようで、そのうちの一部(文書の数で二〇)(注)を参照することができたので、それによって一九四四年の労働争議を紹介することにした。これらの文書で取り扱われている労働争議の総数は三四件である。

(注)参照しえた文書は次の通りである。「労働争議未然防止調(または月報)」(以下未防と省略)——愛知県四四年八月分、同継続分?、九月分、一〇月分、一二月分、静岡県五月分、広島県五月分、和歌山県一〇月分、大阪府五月中、一〇月および一二月中。「労働争議(甲類)報告表」(以下、争報と略称)——新潟県四四年八月(特高秘思三第一四七号、一四八号)、埼玉県十一月(同一一二〇号)、山口県四五年一月(特労八号)。「労働争議発生に関する件」等(以下、争発と略称)——大阪府四四年九月(特秘思三発一四二号、一五〇号、一五二号)、京都府九月(九特三秘一〇〇号)、十一月(同一一八号)、熊本県一〇月(特三思秘一四一二号)。

これらの資料とくに未然防止調は、警察が争議を防止しえたことを誇示し所轄署の成績になる点数かせぎの文書が多く、事実をゆがめていると思われる点が少なくなく、多くは「事態を察知」(たいていは会社側の注進と思われる)した所轄署のあっせんで「円満解決」したというきまり文句になっているが、それにもかかわらず戦争末期の労働争議が労働者の生きてゆくためのぎりぎりの抵抗であったことを示しており、また形はともあれ実質的に賃上げや待遇改善をかちとった事例が多いこと、女子労働者の積極的な立ち上がりの例が少なくないこと、朝鮮人労働者との共同闘争の事例がみられることなどが注目される。また戦争末期の争議統計において「争議行為を伴わざる争議」の数が少ないことは、これらの資料によって知られるように「未然防止」されたものが多かったことと関係があるのではないと思われる。さらにこれらの資料は、警察署がいかに露骨に会社の利益に奉仕したかを歴然と示しており、他工場へ「逃亡」した労働者が警察力によって元の工場へ強制的に引戻されていることなどをもふくめて、戦時下の劣悪苛酷な労働条件を証明するものとしても、有力な証言となっている。以下右の資料のうち代表的な争議のいくつかについて、その概要を示すことにしよう。

▽ 富士貨物自動車株式会社富士宮支店、静岡県、賃上げ(未防、四四・五)。貨物自動車運送事業、資本金一〇〇万円、運転者三三、助手二三、計五六名、争議関係者八名——同社は同地域の業者を統合して四四年三月に設立され、三、四月分の賃金は統合前の賃金で支払ったが、五月分からは賃金統制令にもとづいて制定した額で支払ったところ月額平均二五円の減額となった。従業員幹事(職場役名)ほか七名はこれは生活に支障を来たすとして協議した結果、幹事から会社側

にたいし賃金算定基準の説明を求めるとともに、賃金値上げを要求した。所轄署はこれを探知し、従業員五名と支店長を招致して懇談した結果、賃金統制令に抵触しない限度において新たに時間外勤務手当(一日二時間、一時間二二銭)を支給することに決定した。

▽ 久保田鉄工所恩加島工場、大阪府、賃上げ(未防、四四・五)。鑄造および機械器具製造、従業員内地人二〇二五、朝鮮人一三六、社外工一五〇、計二三一名——社外工員のうち小島組に属する六〇～七〇名の常備は、石灰・銑鉄・コークス等を請負制で運搬していたが、最近同種労働の賃金が上昇しているのみならず、作業用軌道の破損修理が遅れているため収入減となっているとの理由で、四四年五月、請負賃金の平均四割方の値上げを会社側に申し入れたが、会社側は一般工員に及ぼす影響を考慮して回答をのばしていたため、小島組工員は次第に他工場に就労しはじめた。所轄の大正署はこれを聞きこみ、双方の代表者を招致して懇談させた結果、(1)破損軌道は至急修理すること、その間能率低下による収入減は会社が補填すること、(2)近く起重機の設備をして能率の上昇をはかること、となって妥結した。

▽ 旭兵器製造株式会社、愛知県、賃上げ(未防、四四・八)。銃器弾丸製造、海軍監督工場、資本金一〇〇〇万円、従業員男八三一名、女八三四名、計一六六五名、紛議関係従業員男二八八名——四四年七月、見習工の基本給引上げを機会に、機械課工員五名が代表として賃金値上げ要求を製造部長に提出したが一蹴されたため、第三科第六工場の組長、班長以下七名は同科一九二名の賛成をえて、(1)工場幹部の職員の態度是正、(2)奨励手当の増率、の二項目の要求を提出したが、幹部の態度あいまいなため不満は濃化し、争議化しそうになった。瀬戸警察署はこれを察知してあっせんによりだし、会社側は、(1)幹部の自粛、(2)奨励手当男一割女一割五分増率、(3)事後産報懇談会による意思疏通をはかること、等を表明して解決した。

▽ 愛知精鍛株式会社、愛知県、幹部反対(同上)。航空機部分品製造、資本金七五万円、従業員男二八、女六二、計九二名、争議関係従業員女八名——繊維工場から転換した同工場では、女子工員のあいだに男子と技術上の優劣がないにもかかわらず軽視されているとの不満があり、四四年八月、プレス部の女子二名が故障した機械の修理を依頼したところ、責任者と伍長から機械操作に不熱意だと強く叱責されたため、憤激して退職を決意し、終業後寄宿舎で同僚にその決意をもらしたところから、これに同情した女子工員六名も行動を共にし、無断退社帰郷しようとしたので、これを察知した布袋警察署が調停して解決した。

▽ 大江航空工業、愛知県、幹部排斥(未防、四四・九)。航空機部品製造、海軍監督工場、資本金一〇〇万円、従業員男五九、女六〇、職員一八、計一三七名——四四年八月、横暴な労務課長から、残業中の者が「飯が欲しいので残業するのだらう」との暴言を受け、同夜は欠食のまま就労し、また二名が高賃金の近接工場に無断転職しようとして発見され、殴打暴行を受けるなどのことを知った工員一同は、同課長にたいする反感から集团的に退社を申し出た。事態を察知した御油警察署が調停し、労務課長は本社に転勤となった。

▽ 尾張時計航空機工業株式会社上飯田工場、愛知県、待遇改善(未防、四四・一〇)。航空機部分品製造、軍需会社、資本金三五〇万円、従業員男八八、女一一、計九九名——同工場へ三菱航空機製作所から派遣された新規応徴工三〇名は、はじめの予定二ヵ月出勤を再度延長され、四四年一〇月には無期限派遣をいい渡されたため、親工場復帰を要望したのにたいし、係長から「君達は応徴士だから君らの思うようにはならぬ」と一蹴されたので極度に憤激し、無断帰郷を言明した。事態を察知した名古屋北警察署がのり出し調査したが、思想的背後関係等なく、派遣応徴士の処遇が、寄宿舎の狭隘、不潔等設備の不完全、食糧不足、特配物資の僅少など親工場にくらべい

ちじらしく粗悪であることが判明、両者代表者を招致して、会社側には親工場との待遇の統一につき確約させ、工員側には時局下生産増強の緊要性を説示して解決した。

▽ 東海電極製造株式会社名古屋工場、愛知県、賃上げ(同上)。黒鉛人造電極製造、軍需会社、資本金三七〇〇万円、従業員男四一八、女四三、計四六一名——同工場は四四年四月軍需会社の指定を受けて以後生産高を上げ、一〇月には五月当時の三三%余の増産となったのに、工場側はこれにたいし賃金待遇等報賞的措置をとらないことに不満が増大し、たまたま労働者不足の打開策として日雇人夫を就労させたところ、かれらの高賃金に刺戟を受け、不満気運が濃化し、争議化しようとした。昭和署の調停があり、工場側は二割ないし三割の賃上げ実施を発表したので、平静化した。

▽ 神戸製鋼所名古屋工場、愛知県、待遇改善(未防、四四・一二)。航空機部分品製造、軍需会社、資本金一億八〇〇〇万円、従業員男四六二一で女一一一七、計五七三八名——同工場は輸送の不円滑を打開するため、輸送課所属工員五七名を臨時荷役作業に応援させ、その優遇策として一人当り一日金五〇銭および特別食(昼食)一食を給与してきたが、四四年一二月食糧事情から突如特別給食の撤廃を発表したため、工員一同憤激して協議した。事態を察知した北警察署が調停。荷役作業出勤当時は一車にたいし六名配属であったのを途中から四名に減員して労働加重となったことに不満をもっていた矢先、特別給食が停止されたため不満が表面化したことが判明し、工員にたいしては軽挙盲動を厳戒し、会社側には善処を要望したが、会社側は当面の措置として、給食代用の甘藷若干量づつを特配することとした。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
